第8回第4次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会　会議録

日　　時　：　令和3年7月30日（金）から8月6日（金）まで

（各委員への資料送付日から、意見書の提出日まで）

場　　所　：　書面会議のため無し

出　　席　：　26人（意見書の提出者数）

傍 聴 者　：　書面会議のため無し

＜議事＞

議事①第4次船橋市障害者施策に関する計画（案）について

議事②今後のスケジュールについて

＜配付資料＞

・次第

・意見書

・資料1.第4次船橋市障害者施策に関する計画（案）

・資料2.計画修正箇所（一覧）

・資料3.計画策定のスケジュール

各議事に対するご意見

|  |
| --- |
| 議事①　第4次船橋市障害者施策に関する計画（案）について |
| ＜山田委員＞  　基本理念について―  　第4次の計画は、第3次を受けて「障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現」が高らかに宣言されました。この理念に改めて感動するとともに、第4次の計画の期間に、船橋市が共生社会に向かって大きく前進することを期待しています。 |
| ＜山田委員＞  　基本理念の実現を目指す3つの重点課題の中で、3に焦点を当てて意見を述べたいと思います。なぜ3なのかと言えば、施策の概要にもあるように、子供時代に地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進することがその後のライフステージにおける地域生活に密接に関わってくると考えるからです。第4章「推進体制」の2でも、基本理念の実現には「理解の促進」が必要であり「子供のころから障害のある人とない人との交流などを促進していくことが必要」という認識は、今後の施策を進めるに当たってとても重要と考えます。 |
| ＜山田委員＞  　このような観点で各論の第3章「教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等」の教育のところを見ると、（1）インクルーシブ教育システムの推進の項目において、「5．通級指導教室における指導の充実」は保護者のニーズに応える大切な施策と考えます。「障害のある子もない子もともに学べるよう通級指導教室を設置します」という認識は、まさにインクルーシブな学校づくりを目指すもので、すばらしいと思います。この認識が広く共有されることを期待します。 |
| ＜山田委員＞  　また、「6.通常の学級における指導の充実」は、現在最も必要とされている施策であると考えます。インクルーシブ教育システムの理念は、どのような教育の場にあっても子供が必要な支援を受けられるということですが、ちばMDエコネットが進めてきた相談において、通常の学級にこの理念が浸透していないのではないかという訴えを少なからず受けてきました。通常の学級において充実した指導（障害への理解を基本として）がなされるよう、期待しています。 |
| ＜山田委員＞  　さらに、「8.医療的ケアを必要とする児童等が教育を受ける機会確保のための体制整備」も極めて重要と考えます。「全ての子供が義務教育を受ける権利がある」という趣旨の憲法の規定を待つまでもなく、医療的ケアが必要な子供たちへの教育の機会は保障されてきたでしょうか。改めてこのことを問い直し、体制整備を行うことが必要と考えます。 |
| ＜山田委員＞  　「12.切れ目のない指導・支援の充実」において、「障害のある子供が幼稚園や保育所、小学校等の集団生活に適応するための支援の充実を図る」ことは必要であり、一人一人の子供に即した支援と環境整備が必要になります。「適応できるように環境整備を図る」と言い換えてもよいのではないでしょうか。 |
| ＜山田委員＞  　（2）「教育環境の整備」においてはどの項目も重要ですが、とりわけ「2.発達障害理解のための職員の研修の充実」は必要です。また、「3.巡回相談の充実」において「幼稚園や保育所等での生活がよりスムーズにいくよう、さらなる指導力の向上を図ります」という観点はすばらしいと思います。「4.教職員への研修の充実」も同様の観点で方向性が出ており、効果を期待できるものと考えます。 |
| ＜山田委員＞  　「5.特別支援教育コーディネーター等」への研修も必要であり、コーディネーターが通常の学級を含めた学校全体の支援の必要性を理解して相談に応じる体制ができるよう、期待しています。 |
| ＜山田委員＞  　「6.学校施設・設備の充実」においては③「エレベーター・多目的トイレ等のバリアフリー化を図る」と具体的に書かれていることはとてもいいと思います。バリアフリー化が進むことを期待しています。 |
| ＜山田委員＞  　以上、総論の第3章に照らして重点課題3（各論第3章）を見てきました。これらの施策が着実に実行されることによって、障害のある子もない子もともに学ぶ教育の方向性の上に「障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現」が見えてくるのではないでしょうか。 |
| ＜池田則子委員＞  　基本理念が広く周知され、切れ目のない支援体制が整うことを切に願います。 |
| ＜布施委員＞  　計画修正箇所通し番号9、「クリーンサポート収集の実施」の室内からの持ち出しや、34「避難所の備え」にアレルギーに対応した備蓄食料の追加、35「災害時の情報提供～」に危機管理課が追加など現状に即していると感じました。また15のリハビリテーションの維持期を維持期・生活期としたことや「放置自転車等の解消～」が船橋市総合計画やマスタープランとの整合性など整理されたことなど、細部にわたり検討されたと思います。また、推進体制においては、「障害のある人に関するマークの普及及び理解促進」が追加されました。これも「障害や障害のある人への理解」に関する調査結果の成果かと思います。いろいろな意見の集約をしていただきありがとうございました。 |
| ＜戸塚委員＞  　第2章「保健・医療」のところで、先天性の障害や幼い頃より何らかの障害を抱えて生活している子供たちに対して、その持っている諸機能を長期間に渡って、より、さらに発達させていくということに焦点を当てていく「ハビリテーション」についても何らかの形で触れておくことも必要かと思いました。資料の文面からですと、やや「リハビリテーション」の方に焦点が置かれている印象を受けました。前文である「基本方針」の文面からすると「ハビリテーション」「リハビリテーション」いずれもが含まれてくると思いました。 |
| ＜阿部朋子委員＞  　P.20　総論　第三章　重点課題2「背景」のグラフに人数表記が追加されたことで、障害のある人が置かれている厳しい就労状況がより具体的に理解できると感じました。 |
| ＜堤委員＞  　P87「5．市職員としての雇用」について、修正ではなくお願いですが、以前中央省庁で法定雇用率の水増し問題があり、大量採用したところ、退職率が高かったと聞いております。私のような身体障害であれば、移動する動線の確保やトイレ、視覚障害の方であれば、点字ブロック等の整備。脳の障害の方であれば、できる作業の選別等、健常者の負担はあるとは思いますが、他市町村に比べて雇用率が高い市であってほしいと思います。障害者に寄り添った環境整備と理解をした上での雇用をお願いしたいです。 |

|  |
| --- |
| 議事②　今後のスケジュールについて |
| 意見なし |

各議事のご質問・ご要望に対する回答

|  |  |
| --- | --- |
| 議事①　第4次船橋市障害者施策に関する計画（案）について | |
| ご質問・ご要望 | 回答 |
| ＜杉井委員＞  　第3回の会議で私が発言した「ノンステップバスの推進」等の問題は、関係各課で検討していただいた結果として取り上げないこととなったのでしょうか？  　旧交通バリアフリー法が施行された時期には市がバス会社に助成金を出して低床式バスの導入を促したと記憶しているのですが、類似の支援や奨励はもうできないのでしょうか？ | ＜障害福祉課＞  　担当課である道路計画課に確認したところ、ご意見にあるとおり、本市では「船橋市バス利用促進等総合対策事業補助金交付要綱」に基づき、路線バス事業者に対し補助金の交付を行っております。その中でノンステップバス整備事業を補助事業としておりますが、該当事業についての申請は平成16年度が最後になっております。路線バス事業者から申請があった場合には、経費を助成することにより、公共交通機関としてのバスの利用を促進してまいります。 |
| ＜池田則子委員＞  ＜重点課題2　就労支援の推進＞（P20）  　前回の質問に対してご回答いただきました内容で、気になるところがありました。「仕事についていない理由」身体障害では「高齢のため」「障害が重いため」、知的障害では「障害が重いため」「在学中、職場訓練中のため」、精神障害では「障害が重いため」「働く場が見つからないため」とのご回答でしたが、働いていないと働けないでは意味合いが違うと思われます。  　就労支援の推進ならば、働きたい(仕事を求めているが働く場がない)という意思のある方を計上したほうが良いのではないでしょうか。働いていない方の数字があまりにも大きく実態が今ひとつ分かりにくいです。働いていない方のうち、理由があり働けない方の数字も計上すれば、就労支援の推進が進みやすく、対応しやすいのではないでしょうか。 | ＜障害福祉課＞  　ご意見にあるとおり、働いていない人の働いていない理由、または働けない理由を記載することは現状を把握するためには必要であると考えられるため、記載いたします。 |
| ＜池田則子委員＞  ＜成果目標＞　13.船橋市の障害者雇用率（P130）  　これも前回質問に対してご回答いただきました内容で、気になるところがありました。  　「チャレンジ雇用」もしてくださっているので、「チャレンジ雇用を含む」というような表記にすることはできないのでしょうか。雇用率と書かれていると期待してしまう当事者、ご家族もいると思われます。 | ＜職員課＞  　障害者雇用率に「チャレンジ雇用を含む」の文言追加ができないかとのご要望ですが、雇用形態により一律に障害者雇用率の対象になるとは限らないことから、追加表記は難しいと考えております。  　ただし、障害者雇用率に対する誤解が生じる可能性について、ご指摘を頂戴したことから、障害者雇用率に関する注釈を次のとおり追加することといたします。  　「障害者雇用率の対象となる職員は、一週間当たりの勤務時間が20時間以上の全ての職員（障害者手帳所持者）が対象となり、チャレンジ雇用も含まれます。」 |
| ＜泉委員＞  　以下のように修正してはいかがでしょうか。  　P18　高齢化が急速に進んでおり、障害のある人や介護者の高齢化も同様に進み、親亡き後の暮らしの支援も地域で共に考えていく必要があります。 | ＜障害福祉課＞  　重点課題1の施策の方向性に、ご意見を踏まえた修正を行います。 |
| ＜阿部義徳委員＞  　各論　第3章　P77－11　産業現場等での実習の充実  　現状：特別支援学級の中学3年生及び中学部3年生については産業等現場実習を行っていないため削除 | ＜障害福祉課＞  　ご意見のとおり、修正いたします。 |
| ＜佐藤委員＞  　43ページ　項目17  　「また、利用実態に合わせた利用方法について継続して検討します」とありますが、利用者数は、年々減っており、この表現だと制度を縮小するとの誤解を与えかねない。そこで次のようにすべきだと考える。  　「利用実態を調査・検討し、必要な人が利用できるような改善を継続して検討します。」 | ＜障害福祉課＞  　該当項目の施策の方向性には、1段落目に「必要な場面で支援を受けられるよう移動支援事業を継続して実施します」と記載していますが、この文言を踏まえて2段落目に「利用実態に合わせた利用方法について継続して検討します」と記載しており、必要な場面で支援を受けられるよう取り組んでいく旨を記載していると認識しております。  　その上で、ご意見を踏まえ、必要な場面で支援を受けられるよう取り組んでいく旨を誤解なく伝えられるよう文章を修正いたします。 |
| ＜佐藤委員＞  　40ページ項目8及び114ページ項目7③  　いずれのページにも「成年後見制度の利用を推進します」とありますが、政府の基本計画は、やみくもに成年後見の利用をうたっているわけではなく（促進法も同じ）、そのような誤解を与えかねないので。  　「権利擁護支援に向けた適切な成年後見制度の利用を促進します」に変更すべきです。  　船橋の権利擁護支援促進計画もそうした趣旨で議論されています。 | ＜障害福祉課＞  　成年後見制度の趣旨を鑑み、ご意見のとおり修正いたします。 |

（以上）